

飯南町の保育所のあり方に関する提言書（案）

令和 8 年●月

飯南町の保育所のあり方検討委員会

目次

提言策定の経緯と目的	1
1. 保育所を取り巻く現状	2
(1) 人口状況	
(2) 飯南町の保育所について	
2. 保育所の課題	5
(1) 保育士の不足	
(2) 入所不承諾の発生	
(3) 施設の老朽化	
(4) これまでの保育士確保の取り組み（課題に対する取り組み）	
3. アンケートの結果	7
(1) 保護者へのアンケート	
(2) 保育所職員へのアンケート	
4. 保育所のあり方に関する提言	9
(1) 保育所の設置数の見直し	
(2) 設置数の見直しに関し、配慮が必要なこと	
(3) 保育士の確保について	
(4) 保育の内容	
5. 飯南町の保育所のあり方検討委員会の開催状況	14
6. 飯南町の保育所のあり方検討委員会委員名簿	15
7. 飯南町の保育所のあり方検討委員会設置要綱	16

提言策定の経緯と目的

これまで飯南町では、町立保育所の運営に必要な保育士を確保するため、保育士を目指す学生へ助成金を交付するといった対策を講じてきました。しかしながら、少子化の影響等から島根県内東部の保育士養成学校では定員割れが発生している状態が続き、助成金の支給対象者は年々減っている状況が続いています。そのような中で、飯南町では保育所のあり方を検討することを令和 7 年 3 月に策定した第 3 次飯南町総合振興計画に明記しました。

また、令和 7 年 6 月に町立保育所を受託運営する飯南町社会福祉協議会から、保育士確保が困難になったこと、児童数の減少、保育施設の老朽化等の理由から保育所設置数の見直しを含めた協議の場の設置を求める要望書が提出されました。

以上のことから、飯南町では「飯南町の保育所のあり方検討委員会」（以下「委員会」という）を設置し、良質な保育環境を継続して提供するための検討を開始しました。

この委員会では、飯南町社会福祉協議会の要望に至る背景や、保育所の現状と課題、保護者や保育所職員へのアンケート結果等を検証し、飯南町にふさわしい保育環境として「保育の内容（方針）」「保育士確保」「保育所の設置数」について、町へ提言することを目的に協議を進めてきました。

未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、今後の保育所のあり方について協議を重ねた結果、今後の保育所のあり方について一つの方向性を示すことが出来ましたので、ここに提言いたします。

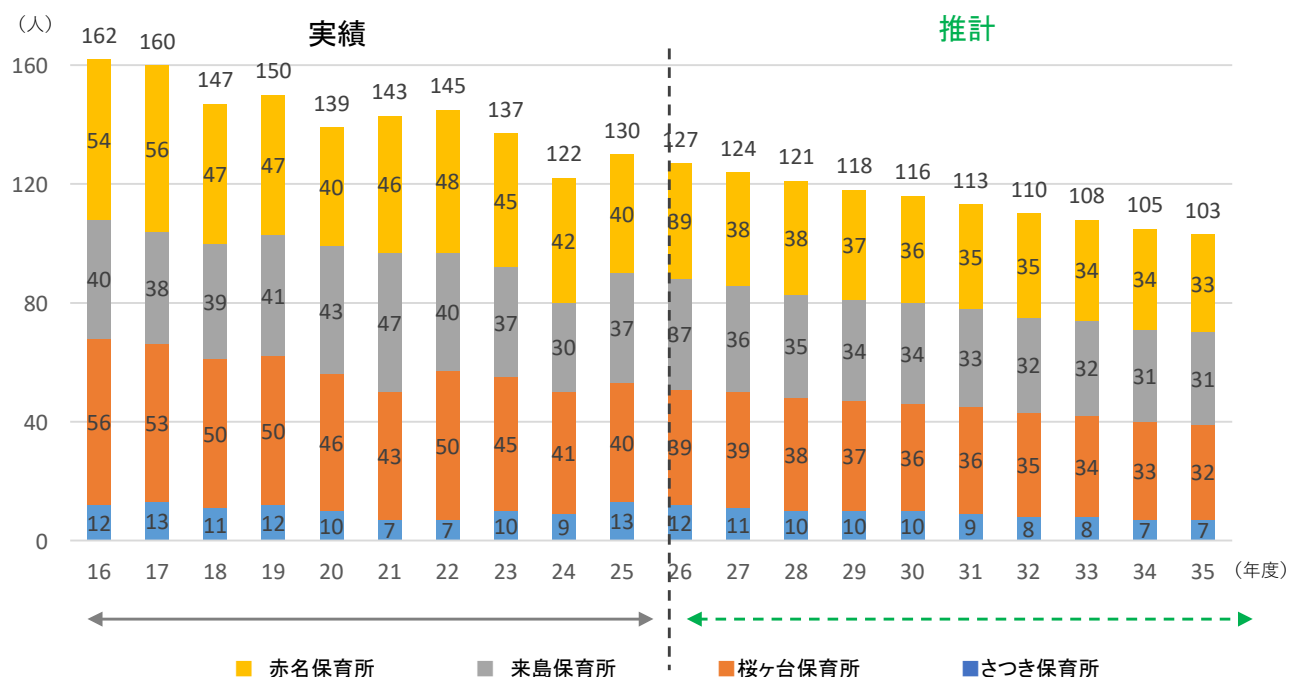
飯南町の保育所のあり方検討委員会

1. 保育所を取り巻く現状

(1) 人口状況

保育所の児童数は出生数と共に、年々減少しています。加えて、働くことが可能な年齢と位置づけられる生産年齢人口（15歳～64歳）においても減少しており、主に町内住民で構成する保育所職員の確保は今後益々困難になることが予想されます。

① 保育所に通う児童数の推移と今後の見込み



※1：各年度の年度末時点の児童数を集計

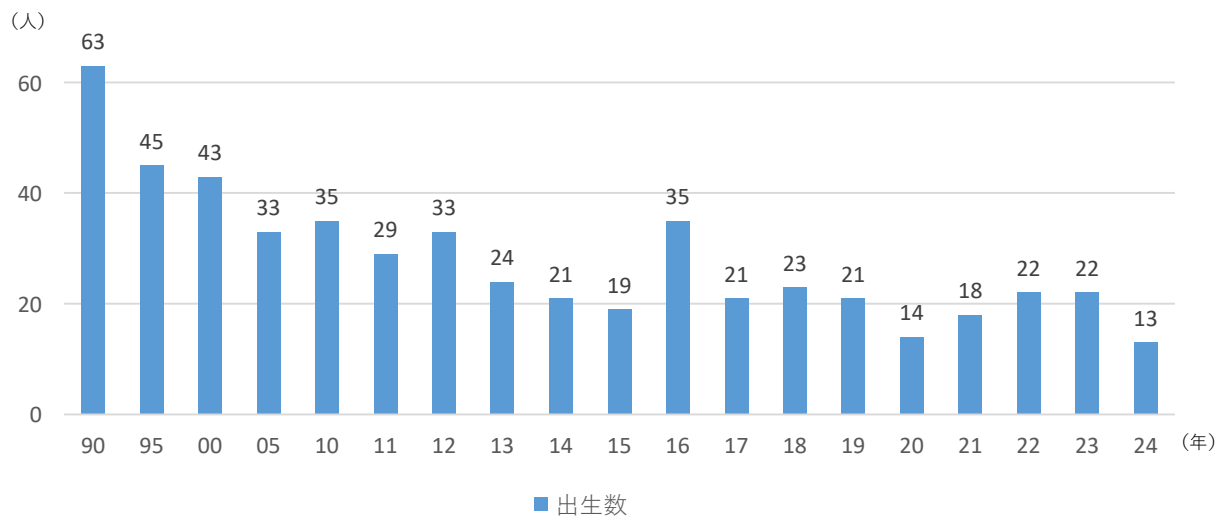
※2：16年度から25年度にかけて平均2.3%の児童数が減少した実績を用い、26年度以降は前年度対比で2.3%の児童数（小数点を四捨五入）が減少するとして算出

② 現在の児童数（2025年度末時点）

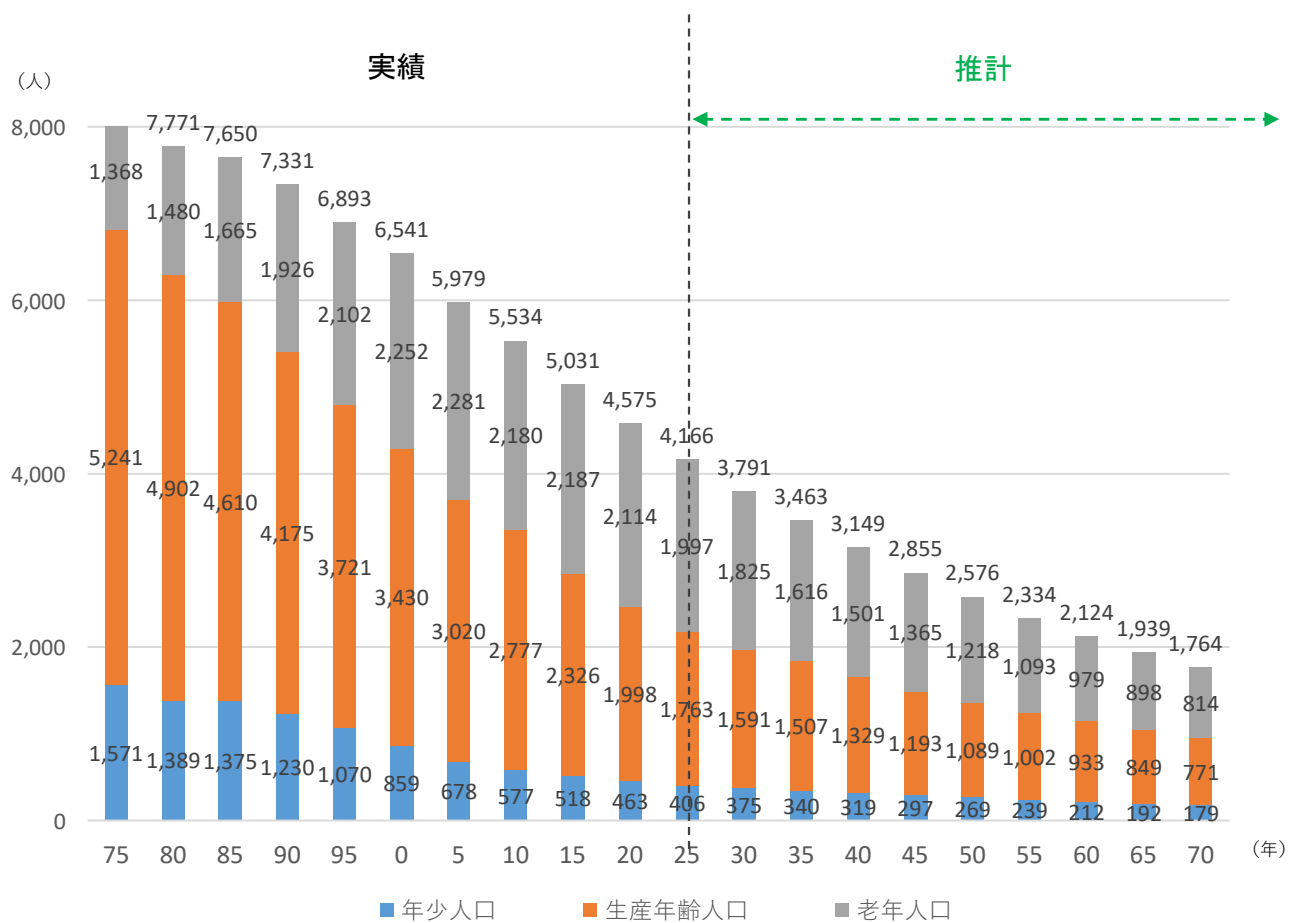
	赤名保育所	来島保育所	桜ヶ台保育所	さつき保育所	小計
0歳児（ひよこ組）	3	4	1	1	9
1歳児（小りす組）	6	4	5	2	17
2歳児（大りす組）	8	9	7	2	26
3歳児（うさぎ組）	7	6	8	3	24
4歳児（ぱんだ組）	10	7	10	3	30
5歳児（きりん組）	6	7	9	2	24
小計	40	37	40	13	130

※ 年度途中の入所予定を含む

③ 出生数の推移



④ 年齢3区分人口と将来推計



出典：実績 国勢調査 / 推計 日本の地域別将来人口（令和5年度推計）

(2) 飯南町の保育所について

① 保育所の役割

ア) 子どもの育成

自らの力を発揮し、年齢に応じて心身ともに成長できる環境の充実に取り組み、子ども一人ひとりの「その子らしさ」の成長を支援する事を目的に、全ての保育所で共通の理念と方針、目標が設定されています。また、それらを体現するために保育のプログラムである全体の計画を各保育所が策定し、子どもの育成に取り組んでいます。

保育の理念	恵まれた自然環境、温かい人間関係の中で豊かな人間性のある子どもを育成する
保育方針	心豊かにたくましく生きる子どもを育む
保育の目標	・生き生き遊び、やる気とやりぬく気力のある子ども ・人の話をよく聞き、自分の思いを伝えられる子ども ・思いやりと感謝の気持ちを持つ子ども

【実際の全体の計画（一部抜粋）】

発達の課程			0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
ねらい	養護	生命の維持	一人ひとりの生活リズムを整えるよう配慮する	一人ひとりの心身の発育・発達を把握し、快適に生活できるようにする	一人ひとりの生活リズムや生理的欲求を満たし、安全で安心できる環境の中で快適に生活できるようにする	一人ひとりの健康状態を観察・把握し、安全で快適に過ごせるようにする	一人ひとりの健康状態や発達状態を把握し、子どもの身も体も異常なく過ごせるようにする	健康に関心をもち、生活に必要な習慣をみにつけることができるようになる
		情緒の安定	一人ひとりの欲求を大切に受け止め、保育士との情緒的な結びつきを強めながら人間関係の基盤をつくる	保育者とのスキンシップによって心地よさや安心感を得る	子どもたちの欲求、言葉を受け止め、安定した信頼関係のもとで、少しずつ自分の気持ちを表現していく	子どもの思いを受け容れ、自身をもつて楽しく生活できるようにする	様々な体験を通じ、保育者、自己、仲間、支えを感じ、肯定感を得られるようにする	集団生活のなかで達成感や充実感を味わえるように、その成長を認め、一緒に喜び、心の安定を得られるようにする
	教育	健康	一人ひとりひとりの生活リズムを重視し、快適に生活ができるようにする	一人ひとりの子どもの身体の状態を把握し、快適な生活ができるようにする	保育士に見守られながら基本的な生活習慣が身につくようにする	食事、排泄、睡眠、衣服の着脱等の身の回りの生活の始末のしかたを身につける	健康で安全な生活に必要な習慣が身につくように努める	健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度が身につくように努める
		人間関係	保育士に様々な欲求を受け止めてもらい、安心して過ごせるようにする	一人ひとりの思いを受け止め情緒の安定を図る	様々な遊びを通して同じことを楽しみ、子ども同士の間合いをもつ	身近な人と関わり、友だちと一緒に遊ぶことを楽しむ	友だちと生活するなかで、きまりの大切さに気づき、守ろうとする	人との関わりの中で、自分の思いを伝えたり、相手の気持ちを考えたりする
		環境	楽しい雰囲気の中で、ゆったりとした気持ちで接していく	好きな玩具や遊具に興味をもって関わり、様々な遊びを楽しむ	身の回りの様々なものを使って自由に遊び、興味や関心を広げる	身近な環境に興味を持ち、自分から関わろうとする	身近な環境に興味をもち、自分からかかわり、遊びに取り入れていく	日常生活の中で、簡単な標識や文字などに関心をもつ
		言葉	子どもの喃語や発語を十分受け止め、応答しながら発語の意欲を高める	ことばを覚え、生活や遊びのなかで、簡単な会話を楽しむ	見たり、触れたり、感じたことを言葉で伝え、やりとりを楽しむ	自分の思ったことを言葉で表現し、友だちや保育士とやりとりを楽しむ	保育者や友だちの言葉、話に興味や関心を持ち、話したり、親しみをもち、聞いていく	・相手の考えを聞き、その気持ちをわかるようにする ・数、文字への関心を高め、使ってみようとする
		表現	保育者の声や歌に興味をもち、手足や体を動かしたり、模倣したりして楽しむ	保育者と一緒に歌ったり、手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ	保育者や友だちと遊ぶ中で、自分なりのイメージを膨らませ楽しんで遊ぶ	感じたことや思ったことを描いたり、身体で表現したり、歌やダンスで表現する	感じたことや思ったことを様々な方法で自由に表現することを楽しむ	感じたことを言葉や身体、音楽、造形などでも自由に表現することを楽しむ
		食育	食べることに意欲をもつ	咀嚼を促し、よくかんで食べる習慣を身につけ、自分から食べる意欲を育む	正しい箸の持ち方を知る	よく噛んで食べ、食事のマナーを知る	いろいろな食材に興味をもち、マナーを身につけ、好き嫌いなく何でも食べる	食事の大切さを知り、食べ物に感謝の気持ちをもつて、正しい食生活を身につける

イ) 地域の保育所として安定した体制を構築

子どもの人口は減少しているものの、核家族化や共働き世帯の増加、勤務体系の複雑化等により、依然として強い保育ニーズがあります。そのため、保育所は保護者ニーズに応じ、受け入れを行い、かつ、児童が安全に安心して過ごすことの出来る体制や環境を整えることが必要です。

また、2026年度からは就労要件を問わず、時間単位で柔軟に子どもを保育所に預けることが出来る乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が始まります。これまでも社会情勢に応じ、一時保育や生後6ヶ月からの乳児の受け入れを開始してきましたが、これからも公立保育所として求められる役割を担いながら、保育機能の一層の充実を図ることが求められます。

ウ) 子ども・家庭に対する適切な対応

近年、発達に関する特別な支援が必要な児童・家庭に関する相談は増加傾向にあり、保育所におけるきめ細かい支援や早期発見は重要な取り組みになっています。こうしたことから保育所は児童心理士や保健師等の専門職や特別支援相談ネットワークといった行政機関との連携・調整を通じ、配慮を必要とする子ども・家庭への早期対応と継続的な見守りや支援を行ってきました。

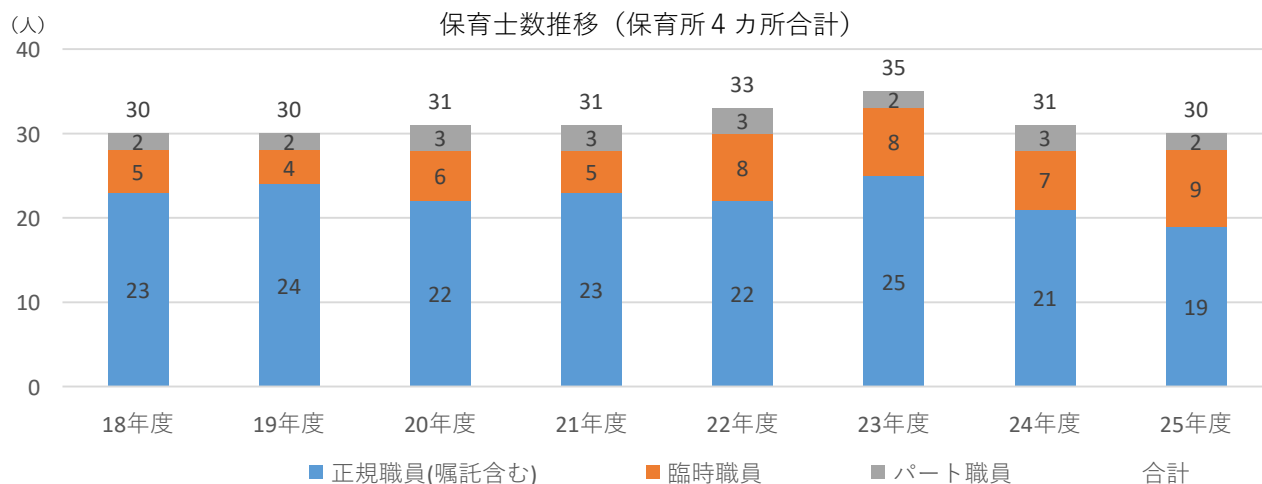
また、子育て家庭の子育てに関する悩みとして、育児の方法（しつけ）に関することや発達・育児に関することが上位（2025年2～4月調査）にあり、育児不安を感じる保護者が多く存在しています。保育所職員の経験や専門性の向上、保護者のニーズに応じ、家庭での子育て機能の一層の充実に向けた支援に努めることも必要です。

2. 保育所の課題

(1) 保育士の不足

保育士の中で、近年ではクラスを担当する正規職員の離職が発生し、保育所運営において、大きな影響が生じています。また、少子化の影響で児童数は減少しているものの、集団生活をおこなうにあたって支援が必要な子どもに対し、通常の職員数に加えて保育士を配置する”加配”を行う状況が増加したこと、コロナ禍を経てより一層の衛生管理を行うようになったこと等により必要とされる保育士の人数は増加傾向にあります。

また、保育士不足により本来は管理業務や職員の育成を支援する主任保育士がクラスを担当したり、所長が児童の対応に回らざるを得ない状況が発生しています。



※ 所長は除く / パート職員は月間100時間程度以上勤務する者に限る

(2) 入所不承諾の発生

保育所職員の体制は年度当初の入所申込みから児童数を把握し、各保育所へ必要な職員を配置します。そのため、これまでも年度途中の申込みに対しては、年度当初の職員体制で対応が難しい場合は、職員配置を調整することなどにより、対応してきました。しかしながら、2024年度以降は年度途中の申込みに対し、職員配置の調整を行うことが難しく、児童を安全に受け入れることが出来ない懸念から希望された保育所への入所について、お断りをせざるを得ないケースが発生しています。

(入所不承諾の発生状況)

	保育所への入所	一時保育の利用
24年度	2件	2件
25年度	2件	1件

(3) 施設の老朽化

保育所施設は老朽化が進んでおり、安全・安心な保育環境を提供していくために工事や修繕が定期的に発生しています。

保育所名	定員	建築年度	経過年数	耐震基準	その他
赤名保育所	60名	S55	45年	旧耐震基準	浸水危険箇所
来島保育所	60名	S62	38年	新耐震基準	
桜ヶ台保育所	60名	H8	29年	新耐震基準	
さつき保育所	20名	S58	42年	新耐震基準	土砂災害警戒区域内

※ 経過年数は2025年11月1日現在

(4) これまでの保育士確保の取り組み（課題に対する取り組み）

保育士確保を目的に町と飯南町社会福祉協議会では様々な事業を実施しています。保育士資格の取得に向けた学部在学の方に対し、入学時に最大 50 万円、最大 4 年間月額 5 万円以内を交付する「確保対策助成金」や、保育士として町内保育所に就業する際に最大 50 万円を支給する「就業支度金」といった経済支援の他、飯南町の中高生に対し、保育士の職場体験や保育所との交流機会の提供に取り組んでいます。しかしながら、近年では助成金等への申請がなく、保育士確保の見込みが立たない年度も発生しています。

（保育士確保対策事業の実績）

保育士確保対策事業		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
確保対策助成金	在学に伴う支給開始	2	1	2	1	0	2	0	0	-	-
	支給を経て町内に就業	0	0	1	0	1	3	0	1	0	1
確保対策就業支度金		2	3	1	0	2	3	1	0	-	-

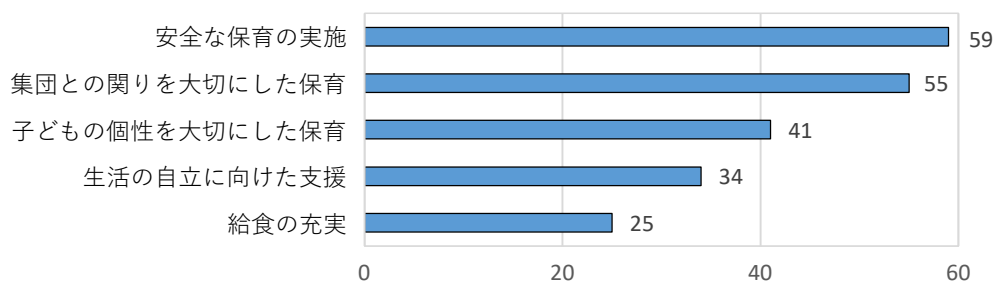
※ 2026 年度以降の「支給を経て町内に就業」は就業見込みの人数 / 年度毎の人数

3. アンケートの結果

(1) 保護者へのアンケート

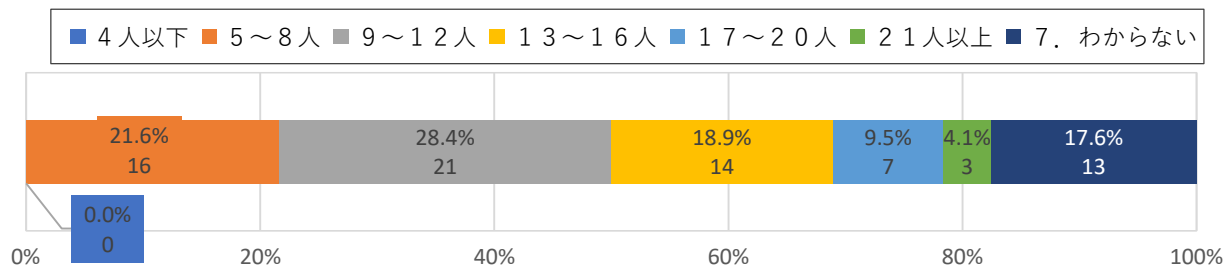
保護者の考え等を把握することを目的に、保育所に通所する 0～5 歳児の保護者へ令和 7 年 10 月にアンケート調査が実施されました。アンケートからは「保育に求めること」として、“安全な保育の実施”が最も多く、「お子さんと同じ年齢の子どもの人数として適切だと思われる人数」は、9 人以上という回答が多くを締め、一定の集団規模での保育を適切だと思う保護者が多いことが分かりました。

① 保育に求めること



※ 回答のうち上位 5 点抜粋 / 保護者 1 人当たり最大 5 つ選択 / 保護者 74 名が回答

② お子さんと同じ年齢の子ども的人数として、適切だと思う人数

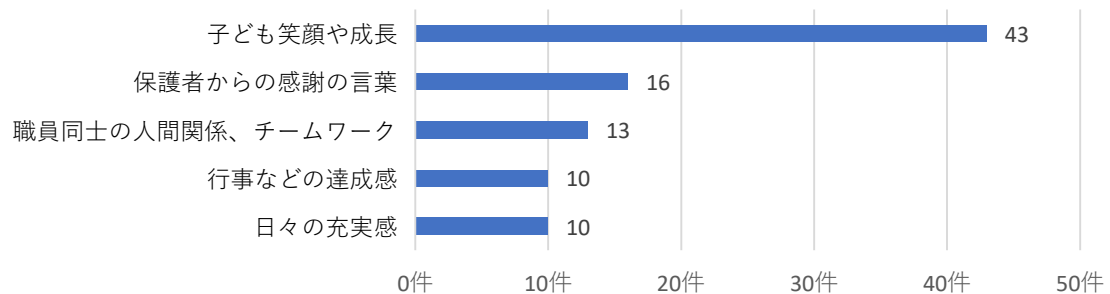


※：保護者1人当たり1つ選択／職員74名が回答

(2) 保育所職員へのアンケート

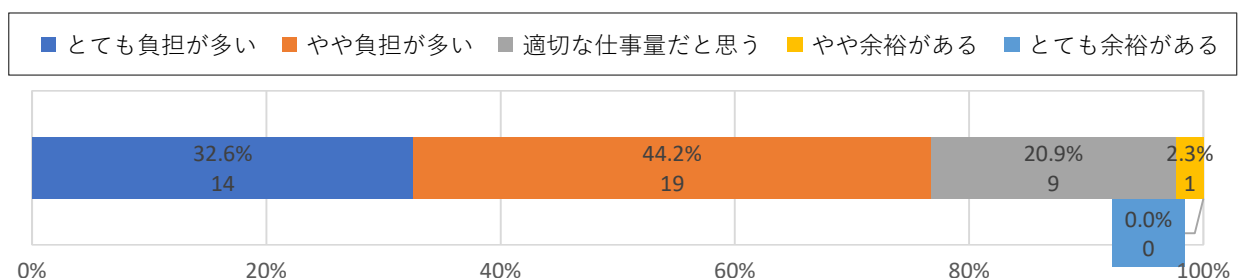
保育を取り巻く様々な状況が日々児童と向き合う職員へどのような影響を与えているのか把握するため、令和7年9月に保育所職員へアンケート調査が実施されました。職員のやりがいとしては「子どもの笑顔や成長」が最も多い回答の一方で、人手不足や児童一人一人へより丁寧な保育や支援が必要とされる中で、仕事の量への負担が多く、安心安全な保育を実施することへの危惧に対し委員会では多くの意見が出ました。

① 保育所職員としてのやりがい、喜びを感じることを教えてください。



※ 回答のうち上位5点抜粋 / 職員1人当たり最大3つ選択 / 職員43名が回答

② 保育所職員として仕事の量はどのように感じますか。



※ 職員1人当たり1つ選択／職員43名が回答

4. 保育所のあり方に関する提言

委員会では児童の減少、保育所の災害や老朽化を含む環境面の他、特に子どもたちへ安心安全な保育を提供し続ける上で、保育士不足という課題への対応について多くの意見が出ました。一方で保育士不足は全国的な課題であり、保育士確保に向けた取り組みを継続していくとしても、町内の保育所4箇所を運営しながら必要な保育士を確保し続けることは現実的には難しく、児童数の減少を考慮しても、保育所の設置数は見直しが必要ではないかという見解を大きな方向性として議論してきました。

委員会ではこうした議論を重ね、将来を担う子どもに対して安心安全な保育を提供し、子どもの成長を支える保育所を限られた人員の中で、持続可能な体制とするためには、設置数や保育士確保において見直しが必要だと考えましたので、次の通り提言します。

(1) 保育所の設置数の見直し

喫緊の課題として保育士不足を改善すること、その他にも定年等に伴う保育所職員の退職を考慮しても安心安全な保育を提供し続けることが出来る体制を構築すること、適切な職員体制としてフリーの主任保育士を保育所に配置する体制を構築するため、保育所の設置数を見直すことが適切と考えます。

① 設置数を4箇所から2箇所へ見直す

保育士不足を早急に改善し、飯南町全体で最適な保育所運営体制とすること等から赤名保育所は来島保育所へ、さつき保育所は桜ヶ台保育所へ統合し、令和9年4月から2箇所での運営に見直すことが適切であると考えます。ただし、見直しにあたっては、保護者や地域への丁寧な説明や施設環境の整備等が必要であることから、それらを考慮しながら、見直しをされることを望みます。

なお、保育所の選定理由は以下の通りです。

ア) 赤名保育所（昭和55年度竣工 45年経過）

保育所が旧耐震基準であり、浸水危険箇所であること。また、比較的に施設内が狭いことに加え、来島保育所とは距離が大きく離れていないことから、保護者の送迎の負担を最小限に抑えることが出来るため。

イ) さつき保育所（昭和58年度竣工 42年経過）

保育所の裏側斜面が土砂災害警戒区域であること。志々小学校が頓原小学校へ令和9年度に統合する計画が策定されており、小学校と連動した動きができること。小規模の保育所を否定するわけではありませんが、保育所からの持続性を一番に考えるとこのような整理が必要であると考えています。

② 実行に向けて動き出しが必要な時期

これらの保育所の設置数の見直しは、子どもや保護者、地域に対する影響は少ない一方で、保育現場にとっては「待ったなし」の状況であるため、町はできるだけ早期に設置数の見直しに関する計画を策定し、具体的な実行に向けて着実に進めるようお願いします。なお、保護者や地域に丁寧に理解を得ることや、統合する保育所の子どもたちの交流事業を計画し、実行していくためには早期に具体的な動き出しが必要になると考えます。

③ 統合に向けた施設改修

2 箇所に見直し、1 箇所当たりの児童と職員の人数が増えても対応できる施設であることが求められます。児童 1 人当たりに必要な保育室や所庭等の面積は現状の施設のままでも法令で定められた保育実施基準を満たすことを確認しています。しかしながら、職員数が増えることによりトイレやロッカーといった職場環境や、児童数が増えることに伴い物品の収容スペース等の不足が予想されます。見直しに向けて施設の改修が必要になると考えます。

(2) 設置数の見直しに関し、配慮が必要なこと

① 児童への影響

環境や友だちが変わることに不安を感じる子どもへの配慮が必要になり、新しい保育所へ通う子どもにとっても、迎える側の子どもにとっても気持ちを準備するための交流事業や期間が必要です。設置の見直しまでに何度か保育所同士で交流し、子どもが楽しく保育所へ通えるよう準備が必要と考えます。

② 通所距離や生活リズムへの影響

町が行った保護者アンケートでは保育所の選定理由について「自宅から近いから」という回答が最も多くありました。そのため、保護者の送迎や子どもの生活リズムへの影響を最小限に抑えるために、同じ地域内で設置数を見直すことが必要と考えました。また、見直しに伴い通所距離が変わることに対する影響は各家庭によって異なるので、保護者には丁寧な説明が求められると考えます。

③ 地域の特色を活かした保育

これまでに各保育所では地域との繋がりや特色を活かした保育を実施してきました。こうした地域との繋がりや特色は子どもにとっての経験や成長にも繋がる豊かな資源であると考えます。設置数を見直した後も、子どもが地域を通じた様々な経験や体験が出来るよう、地域の特色を活かした保育に継続して取り組むことも重要だと考えます。

(3) 保育士の確保について

安心安全な保育を行うことや、子ども一人ひとりの成長と発達を支援する保育を将来に渡り提供し続けるには、保育の質の維持と向上が必要です。そのためには、職員が安心して働ける環境を作り、職員の確保と定着を図り、一人ひとりの資質向上に取り組むことが必要だと考えます。

① 安定した給与水準の確保

保育所職員へ行ったアンケートでは「保育所職員として大変なこと、難しいと感じること」として、“仕事の内容と給与が合わない”という回答が最も多く、給与に対し不安や不満を感じる職員が多くいる状況であることが分かりました。こうした中で、経験をもつ職員の定着に取り組むためには、近年の国の方針による公定価格の改定や近隣市町村の保育所職員の給与水準の他、他業界の賃金水準等の変化を考慮して、納得して働き続けることの出来る給与水準が確保出来るよう飯南町社会福祉協議会と飯南町で取組みを進めていくことが必要だと考えます。

② 安心して働ける職場環境

以前と比べ男性職員が増えたことや働きやすい環境整備への関心の高まりといった社会的認識の変化に伴い、男女別トイレの他、子どもへのプール指導や外遊びを行うため更衣室やシャワールームの設置が必要だと考えます。

③ 統合により職員規模が増えることによる働きやすい環境づくり

職員規模が増えることで、職員が急な休みを取得する際にも対応しやすい体制になること、早番・遅番や土曜保育等の変則的な勤務が減り、生活リズムを整えやすくなること、職員同士がお互いの経験や専門性を共有しながら保育を実践することで、これまで以上に協力しながら保育ができる環境となり、結果的に働きやすい職場環境に繋がると考えます。また、所長や主任保育士が職員の指導といった本来行うべき管理業務に専念し、職員の資質向上に取り組むことが出来ます。若手の職員も経験豊かな職員に相談しやすい時間が生まれ、職員の学びをサポートし、自信を持ち保育業務を行える環境に繋がっていくと考えます。

(4) 保育の内容

設置数の見直しは、現在行っている飯南町の保育を守り、今後も継続していくための手段であるとも考えます。保護者や地域の方に今後の保育所のあり方について、丁寧な説明が求められる中で、現在の保育を今後も守っていくべきと考えています。

① 保育において大切にしていること

保育の場は、子どもが日中の大半を過ごす生活の場、教育の場であり、国の保育所保育指針などに基づき、これまでも保育の質や内容の向上に努めてきました。

保育所の保育は子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うために、十分に養護の行き届いた適切な環境の下で子どもたちが心身ともに満たされることを支えるのが保育の重要な役割です。

飯南町の基本理念等に基づき、保育指針に示された「養護」と「教育」のねらいに添って、発達過程に応じた目標をもって保育を行っています。

保育の基本理念			恵まれた自然環境、温かい人間関係の中で豊かな人間性のある子どもを育成する
保育方針			心豊かにたくましく生きる子どもを育む
保育の目標			・生き生き遊び、やる気とやりぬく気力のある子ども ・人の話をよく聞き、自分の思いを伝えられる子ども ・思いやりと感謝の気持ちを持つ子ども
ねらい (内容)	養護	生命の保持	健康に関心を持ち、生活に必要な習慣を身につけることができるようにする。
		情緒の安定	集団生活の中で達成感や自信をもつことで充実感を味わえるように、その成長を認め、一緒に喜び、心の安定を得られるようにする。
	教育	健康	健康・安全など生活に必要な基本的な習慣や態度が身につき、自分で考えて行動できるようにする。
		人間関係	人とのかかわりの中で、自分の思いを伝えたり、相手の気持ちを考えたりする。
		環境	日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。
		言葉	相手の考えを聞き、その気持ちをわかろうとする。数、文字への関心を高め、使ってみようとする。
		表現	感じたこと、想像したことを言葉や体、音楽、造形などで自由に表現することを楽しむ。

※ねらいの内容は5歳児時点の目標を抜粋

② 心身ともに健やかな成長

ア) 子どもの発達に応じた保育

月齢、年齢ごとの発達の段階を踏まえた上で、保育士が目的を持って一人ひとりの発達状況や個性に応じた保育を行い、個々のペースで成長が出来るよう支援を行っています。

イ) 子どもが楽しい環境で、安心して遊ぶ

遊びは子どもにとって主体的な学びの場です。保育所では、子どもが夢中で遊べる環境、色々試したり挑戦できる環境、自ら考え表現できる環境など、子どもが安全、かつ安心して主体的な活動ができる環境を整えることが大切だと考えています。

ウ) 体験活動

飯南町の四季の自然に触れる自然体験活動や、しば餅づくり、七夕まつり等の飯南町に受け継がれてきた行事を大切に、年間を通じて様々な体験活動ができるように努めています。

エ) 食育活動

菜園活動、クッキングといった所内で出来る活動の他、稲刈りや芋掘り、リンゴ狩りといった所外活動の体験や、子どもにとって身近な絵本を通じ食材について理解を深める経験等を通じて「食」に対する興味関心を育んでいます。

オ) 地域との連携と行事への参加

福祉施設との交流や地域における各種イベントへの参加、小・中・高等学校との交流活動等を通して、人と人とのつながりを深めるとともに、地域への理解と愛着を深めています。

③ 保護者と連携して子どもの育ちを支える

ア) 充実した保育サービス

一時保育やこども誰でも通園制度の他、土曜保育、6ヶ月保育といった様々な保育サービスについても、必要な家庭が安心して利用できる体制を構築することに努めています。

イ) 家庭への子育て支援

保護者の考えを理解し、思いに寄り添いながら、子育てが支援出来るよう努め、家庭と保育所が一緒になって子どもの成長を喜び合えるような関係づくりと保育の実践に取り組んでいます。

ウ) 保護者との連携

保育所の取り組みや保育所での子どもの育ちの様子をわかりやすく発信し、共有することで互いに理解を深め、協力して子育てを行えるような関係作りに取り組んでいます。

④ 保育の質の向上

保育士、看護師、調理師、栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めています。

⑤ 人材育成

保育所職員が安心して働き続けることの出来る職場づくりに努め、専門性を高めるための研修や現場での OJT 等による人材育成に努めています。

5. 飯南町の保育所のあり方検討委員会の開催状況

開催	開催日	主な内容
第1回	令和7年 11月25日(火)	(保育の現状と課題について説明) (1) 委員会の概要、スケジュール (2) 委員長、副委員長の選任 (3) 保育所を取り巻く現状や課題 (4) 保護者及び保育所職員アンケート (5) 協議
第2回	令和7年 12月22日(月)	(保育の課題や提言の方向性について協議) (1) 委員から要望のあった各種資料の説明 (2) 保育所職員から状況説明 (3) 協議
第3回	令和7年 3月18日(水)	(提言の内容について協議) (1) 検討するテーマに沿った各種資料説明 (2) 協議
第4回	令和7年 4月22日(水)	(提言書(案)について協議) (1) 提言書案の説明 (2) 協議

6. 飯南町の保育所のあり方検討委員会委員名簿

役職	所属等	氏名
委員長	小中学校 PTA 代表	影山 和典
副委員長	小学校校長会会長	角 圭祐
委員	飯南町社会福祉協議会会長	小野 彰
委員	赤名保育所長	景山 直美
委員	来島保育所長	佐藤 孝志
委員	桜ヶ台保育所長	原 美佳
委員	さつき保育所長	田原 慶子
委員	赤名保育所 保護者会会長	山内 孝之
委員	来島保育所 保護者会会長	大谷 千明
委員	桜ヶ台保育所 保護者会会長	森 理恵
委員	さつき保育所 保護者会会長	小櫻 まい
委員	赤名地区 代表	清水 元
委員	来島地区 代表	比下 宏
委員	頓原地区 代表	戸谷 ひとみ
委員	志々地区 代表	栃木 恵子
委員	前島根県教育庁教育指導課（島根県幼児教育センター）指導主事	川上 洋子

7. 飯南町の保育所のあり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 飯南町の保育所のあり方についての検討を行うため、飯南町の保育所のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、飯南町の保育所における課題や今後の展望を分析・検討し、保育所のあり方に関し必要な事項を町長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうち、町長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 地域住民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 学校関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 有識者

2 委員会において、専門的な立場からの助言を受けるためのアドバイザーを選任することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故その他の理由により、その職務を行うことができないときは、委員長の職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども未来推進室において行う。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員に対する謝金は予算の範囲内で支給する。

2 委員等が第6条の規定により、会議に出席したときの費用弁償の支給については、飯南町非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例(平成17年飯南町条例第34号)の規定を準用する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、令和7年9月19日から施行する。